**平成２９年（フ）第８２号**
広島市中区江波西１丁目18番１－203号
債務者　唐津　綾子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第８９号**
広島市東区戸坂南１丁目２番７－２号　岩戸方
債務者　山本正こと　金田　文吉
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第５号**
愛媛県大洲市常磐町50番地、住民票上の住所
愛媛県大洲市常磐町64番地の２
債務者　大塚　行惠
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
松山地方裁判所大洲支部

**平成２８年（フ）第２５２号**
福岡県久留米市上津町2228番地1427　ウイングかみつＡ棟206号
債務者　古川　康夫
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２９年（フ）第８号**
福岡県田川郡川崎町大字田原1420番地
債務者　釘村　忠幸
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福岡地方裁判所田川支部

**平成２９年（フ）第１１号**
福岡県田川郡添田町大字添田985番地の２
栄内町団地３号
債務者　宮崎　征之
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福岡地方裁判所田川支部

**平成２９年（フ）第６号**
大分市明野西１丁目８番ＨＲＲ１－204号
債務者　永井　洋二
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第１８号**
宮崎市清武町木原3255番地１
債務者　世良田幸子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第２４号**
宮崎市堀川町４番地２　メゾン寿205号
債務者　日髙　栄子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第１１号**
鹿児島県鹿児島市春山町1153番地１　ビバリーヒルズ春山Ａ203号
債務者　岩永　逸子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２９年（フ）第２２号**
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目３番13号松山マンション301号
債務者　松山　匡博
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２９年（フ）第２３号**
鹿児島県鹿児島市坂之上３丁目３番18号
債務者　安井由加利
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２９年（フ）第２４号**
鹿児島県いちき串木野市生福8615番地14
債務者　齋藤　利佳
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２９年（フ）第４６号**
鹿児島県鹿児島市鴨池新町33番４－14号（市住４棟14号）
債務者　土川　隆男
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第１０７号**
宮城県栗原市瀬峰寺浦７番地１
債務者　高橋　弘恵
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２８年（フ）第１２３号**
宮城県栗原市栗駒岩ケ崎大水門16番地
債務者　佐藤由美子
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２８年（フ）第１２６号**
宮城県大崎市古川大宮３丁目５番26号　ステップ101号
債務者　大場　由美
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係